

平成 20 年 12 月 22 日

大阪市長 平松邦夫 様

大阪市特別職報酬等審議会

会 長 大 川 勉

特別職の報酬等の額及び大阪市会政務調査費の額について（答申）

平成 20 年 11 月 20 日本審議会に対し諮問のあった標記について、別紙のと
おり答申します。

答 申

平成20年11月20日に、市長から「大阪市会議員の報酬並びに市長、副市長の給料の額及び大阪市会政務調査費の額について」の諮問を受けました。

本審議会としては、諮問に基づき、社会経済情勢の変化や客観的な諸状況の推移等を考慮し慎重に検討を行いました。

大阪市における特別職の職務は、政令指定都市特有の広汎な活動分野に加え、都市機能の複雑化、高度化に対応するために専門的なものとなっており、その職責は非常に重いものであります。

特別職の報酬等については、平成18年1月に改定されて以降の本年度までの一般職員の給与改定率の累計が△2.48%となっていますが、独自の減額措置を講じていること、今年度は国の特別職の歳費も改定を行わないこと、消費者物価指数が僅かながら上昇の兆しを見せていること、今日的な社会経済情勢、大阪市の特別職の果たすべき職責の重大さなどを総合的に勘案すると、現行額のまま据置とすることが適当であるとの結論に達しました。

市会政務調査費については、市会政務調査費の透明性の確保について、説明責任を果たす必要があることなど、各委員から多くの意見が出されるとともに、議員報酬及び市会政務調査費の額については、議会の独自性を尊重することも必要なことから、状況報告を受け議論を行いました。

大阪市会におかれては、今般、当審議会の答申に先立って、諮問事項にかかる議会の意思として、近年の市会政務調査費の透明性の確保に対する機運の高まりや危機的な財政状況にある大阪市の経費削減の取組みに呼応するためにも、市会政務調査費にかかる収支報告書へ、その支出すべてに領収書等の添付をすることとし、現任期期間において議員報酬を5%、市会政務調査費を10%削減することとし議員提出で特例条例を設けるとされたとのことであります。

当審議会としては、地方分権の進展に伴い、地方議会議員の果たす役割はますます重要なものとなることから、議員報酬及び市会政務調査費の額については、今後も適正なあり方について議論・検討を行なっていくつもりであります。今般、大阪市会が他政令指定都市に先駆けて取組まれてきた市会政務調査費の透明性を一段と強め、それを確保するとともに、議員報酬及び市会政務調査費の額についても自ら減じるとされた意思を尊重するものであります。

なお、市会政務調査費の額については、社会経済情勢の今後予想される大きな変化や市会政務調査費の使途状況などを踏まえた上で、当審議会でも主体的に検討できるようにしかなるべき適切な時期に当審議会に諮問されるよう切望する次第であります。